

人事院総裁 藤 井 貞 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について（申入れ）

標記について、本会議第494回運営審議会の議決に基づき、下記のとおり申し入れます。

なお、標記申入れのうち、貴院所管事項以外の関連事項については、別添（写）のとおり関係省庁あて要望したことを申し添えます。

記

原子力、資源・エネルギー問題、食糧・漁業問題、環境問題等、国民生活と我が国の将来に直接のかかわりをもつ諸問題が世界的に転機を迎え、科学研究の成果に基づく正しい展望が今日ほど強く求められている時代はない。

科学研究者の責務はまさに重大であるが、それにひきかえ、科学研究者に与えられている生活・研究条件は極めて劣悪である。科学研究と専門高等教育の責務を担う国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善に貴院が努力を払われ、昨年度も俸給表、扶養手当等において一定の改善を図られたことは多とするところではあるが、反面、期末手当、勤勉手当の削減に関しては遺憾の意を表せざるをえない。

本会議は、大学・研究機関等で研究・教育に従事する者の給与水準、給与体系、勤務条件等について、全面的かつ根本的な検討が加えられ、抜本的に改善が図られることを望むものであるが、当面、次の諸点について要望する。

I 教育職・研究職に関する共通事項について

1. 大学教官・研究公務員に有為な人材を確保し得るよう給与水準を大幅に引き上げること

（説明） 人材確保法（略称）に基づいて、義務教育諸学校（中・小学校）教員については大幅な待遇改善が行われ、これに伴い国立大学教官についても給与の調整措置がとられたが、その内容は、はなはだ不十分である。

大学教官の給与をその職務にふさわしい水準に引き上げることによって、有為な人材の確保を図り、あわせて義務教育教員との権衡を図ることは、社会的にも公正な措置である。また、大学教員にあっては、概して公務員給与先導型であることから、国立大学教官の思い切った給与引き上げは当然私立大学教員にも好影響を与えるものと考えられる。こうした状況にかんがみ、私立大学教員にも好影響をもたらすよう積極的に措置することが必要である。

国立研究機関の研究公務員にあっては、民間企業研究所の研究者に比べ明らかに較差が存在し、かつ人材確保法（略称）の実施以来、大学教官との較差も拡大している現状と、総合較差方式に再検討が加えられつつある実態から、当然較差の無条件是正が必要である。

2. 期末・勤勉手当を昭和50年度の支給率に回復し、さらに引き上げを図ること

（説明） 大学教官・研究公務員はその職務遂行上、複数の学会に加入し、学会機関誌に研究論文を投稿する必要がある。また、直接研究・教育上必要な図書も、一般的なものを除き、多くは自己の負担で購入しなければならない。従来この種の出費は期末・勤勉手当で支弁し

てきたのが実態である。

最近学会費、論文投稿にかかる経費、図書価格の高騰が研究者の生活に圧迫を加え、研究・教育の遂行にも困難を生ぜしめているが、このときに当たって、昨年貴院が6月の勤勉手当及び12月の期末手当それぞれ0.1ヶ月の切り下げを勧告されたことは研究者の生活・研究条件に与えた打撃が大きく、はなはだ遺憾である。よって、期末・勤勉手当を、差し当たり、切り下げ以前の支給割合に回復させ、さらに引き上げを図るよう、積極的に措置せられたい。

3. 住居手当の支給限度額の引き上げを図ること

(説明) 大学教官、研究公務員はその職務遂行上、通常の居室のほかに書斎を必要とする。これに対して現在の住居手当の支給限度額は低きに失するので、大幅に引き上げるべきである。さらに、自宅新築者に対する加算額の支給年限も短かきに失するので、延長を図るべきである。

4. 若年研究者の待遇改善を図ること

(説明) 国立大学及び国立試験研究機関に優秀な若年の人材確保を図ることは、将来の我が国の科学研究の発展に非常に重大な影響を有する。そのため、初任給の大幅な引き上げが必要である。

また、現行の初任給調整手当は本俸と別建にする意味が乏しく、本俸に繰り入れるべきである。さらに、その系列間格差は説得性に乏しいため、解消することが望ましい。

教育職(一)については標準職務表を一部改正し、助手・教務職員の3等級及び4等級へのわたりを可能にすること。

5. 婦人研究者の採用、登用等を積極的に推進すること

(説明) 本会議は本年4月に開催された第72回総会において「婦人研究者の地位の改善について」の政府に対する要望を議決し、内閣総理大臣あて提出したが、貴院におかれても本要望の趣旨を理解され、婦人研究者の採用、登用、能力開発等について積極的な措置を講じられたい。

6. 高齢者昇給延伸措置を撤廃すること

(説明) 今日の高齢研究者は、戦後の混乱と貧困の打撃を受け、また多年中たるみ賃金体系の被害をこうむりつつ、戦後における科学研究の発展に著しい寄与をした層であり、最も厚遇して然るべきである。その意味からしても、高齢者に対する昇給延伸措置は直ちに撤廃すべきである。

7. 沖縄県在住科学研究者の待遇改善にとくに配慮すること

(説明) 沖縄県の科学研究者は、復帰前多年にわたって苛烈な歴史的状況のもとに、困難な条件にめげず研究・教育にあたってきた人びとである。しかも現在なお生活、研究上本土との格差が是正されぬ等、幾多の困難な条件があり、旅費、研究費の増額を含めて待遇の改善に格段の配慮が払われなければならないが、特に寒冷地手当に対応する暑熱地手当のような現地の特殊性を考慮した手当の新設を要望する。

II 大学において研究・教育に携わる者の待遇改善について

1. 講師、助教授の等級を一本化すること

(説明) 現行の教授・助教授・講師・助手という給与体系は、研究・教育活動の本質としてふさわしいとはいいがたいので再検討が必要である。差し当たり、講師の職務内容は、実態として助教授と大差がないので、現行俸給表における講師3等級、助教授2等級の格付けを一本化することを要望する。

2. 指定職のわくの拡大を図ること

(説明) 教授などの指定職のわくを大幅に拡大し、大学間の格付較差を解消すること。

3. 大学院関係教官の俸給の調整額を改善すること

(説明)

(1) 大学院担当助手については、修士課程担当者についても調整額を支給すること。

(2) 前記の場合を含めて、修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。

4. 大学の夜間部担当手当を支給すること

(説明) 現在、定時制又は通信教育を行う学校の教職員については、単行法(昭和28年法律第238号)により手当が支給されているが、国立大学においては静岡大学、電気通信大学等夜間部を有する大学が存在するにもかかわらず、手当が支給されていない。

勤労青年教育のもつ重要性和夜間教育の困難性にかんがみ、夜間部担当手当を新設する必要がある。

5. 協力・支援的業務に従事する職員について、調整額のわくの拡大、特殊勤務手当の改善等を含めて待遇改善を行うこと

(説明)

(1) 実験施設のオペレータ、図書関係職員並びに実質的に教育・研究に従事している教務員、技官等、研究・教育の補助的職員について格段の待遇改善を図ること。

(2) 医学部、附属病院、農学部、理学部等で実験動物の飼育等にあたる者は、その業務の危険性の除去を図るとともに、調整額を設けること。

(3) 医学部その他の研究施設で死体の処理作業にあたる職員には、現在死体処理手当が支給されているが、業務の不快性、危険性にもかかわらず、その額は低すぎる。かつ、その職務の特殊性からみて、特殊勤務手当とするよりも、むしろ俸給の調整額とすることが望ましい。

6. 非常勤講師給与を根本的に改善すること

(説明) 専任教員率の高い国立大学においてすら、研究・教育の必要上非常勤講師は重要な役割を果たしている。しかるに、その給与の低劣なことは周知のとおりであり、これではとうてい充実した教育・研究が行われない。ついては、非常勤講師を「一般職の給与に関する法律」第22条1項の手当を受けられる職に指定する等、待遇を根本的に改善することが必要である。

7. 研究休暇制度を確立すること

(説明) 大学において研究・教育にあたる者がたえず清新で高度の研究水準を維持し、充実

した魅力ある教育を行いうるためには、差し当たり勤務 5～7 年間に半年ないし 1 年の割で研究休暇を与える制度を確立する必要がある。

Ⅲ 国立研究機関における研究職などの待遇改善について

1. 研究職 1, 2 等級定数のわくを増加すること

(説明) 国立研究機関においては、研究推進上高度の能力を有する専門研究者を多数必要とするので、これに相当する研究職 1, 2 等級の定数わくを増加し、かつ 1 等級と 2 等級の比率を 1 : 1 に近づけることが必要である。

2. 研究職標準職務を再検討すること

(説明) 国立研究機関においては、純粋の研究業務のほか、検査、検定、スクリーニング等の業務や研究企画調整業務がかなりの比重を占め、かつ、これらは国立研究機関の性格上、必要不可欠の業務である。しかしながら、現行の標準職務表に基づく昇格基準では、研究論文等の業績が中心とされるため、これら職員の待遇改善は極めて困難である。したがって、標準職務表を再検討するとともに、業務への貢献度を考慮する等昇格基準の是正を要望する。

3. 特別調整額を増額すること

(説明) 部長等研究員(これに相当する事務部門の部長及び課長を含む)の特別調整額を全員第 1 種に引き上げるとともに、室長等研究員(これに相当する事務部門の課長を含む)のそれを第 2 種に格上げすること。

4. 指定職格付の範囲を拡大すること

(説明) 国立研究機関の長及び長に次ぐ職にある者の全員を指定職に格付けし、同時に号俸の引き上げを図ること。

5. 協力・支援的業務に従事する職員の格付及び級別定数を改善すること

(説明) 国立研究機関における成果の発揚は、研究部門における研究活動の促進を図るのみでは十分でなく、行政職(一)及び行政職(二)に属する職員が積極的に研究を支援することによってはじめて可能となる。これら職員の待遇改善を図るため、行(一)職員については研究機関を地方的機関とみなすことに原因する本省庁との格付較差を是正するとともに、級別定数を抜本的に改善して、昇格、昇任を円滑化すること、行(二)職員については、各場所の実態を調査して、技能(甲)、(乙)、労務(甲)、(乙)にかかる標準職務の再検討、最高号俸の引き上げ、号俸の間差額の改善等の措置を講じるのが望ましい。

また、行(二)職員の特 1 等級昇格は、部下数が第一に重視されているが、研究機関における業務は、個人の高度な特殊技能に基づくものが大部分であるので、昇格基準に高度の技能の評価を加えるべきである。

6. 筑波研究学園都市への移転職員及び移転困難職員の処遇について適切な措置を講じること

(説明)

- (1) 昭和 54 年度完成を目途に実施中の首都圏における国立研究機関の筑波地区への移転に伴い、移転職員については筑波研究学園都市移転手当が配属されたが、地元における職員採用を円滑にするため、これを調整手当に切り替えること。また、移転困難な職員に対し

ては「国家公務員退職手当法」第5条適用と同等の措置を講じること。

- (2) 国立研究機関の筑波地区への移転は、職員にとって生活上重大な変化をもたらす前例のない特殊な事態のため、最近の民間企業の同様事例の実態と比較の上、移転時における負担の軽減を図るよう、特別赴任手当を考慮すること。

Ⅳ 人事院所管以外と考えられる事項に関する協力要請について

1. 退職手当、退職年金等の改善について

(説明) 多年研究・教育に従ってきた研究者の老後については十分な生活保障をもって報いるべきことは当然である。そのため、退職手当を増額し、全額免税とすること、退職年金は俸給年額の最低60%に引き上げ、年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とし、かつ給与水準の改定に見合った年金のスライド制を実施することなどの改善について配慮されたい。

2. 大学院生等の災害補償制度の確立について

(説明) 大学院生等が今日大学において研究に果たしている役割は大きいにもかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度は、はなはだ不十分である。

この点につき政府が国家的責任において速やかに対策を講じるよう配慮されたい。

3. 旅費の増額について

(説明) 大学、研究機関等で研究・教育に従事する者にとって、学会出席、研究調査のための出張が研究・教育水準の向上や業務遂行上重要な意義をもつことはいうまでもない。しかし、そのための旅費はまことに不十分で、しばしば自己負担を余儀なくされている。よって必要な旅費が保障されるよう配慮されたい。

10—21

総学庶第1014号 昭和52年7月19日

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

(写送付先:総理府総務長官、大蔵大臣)

日本学術会議の使命達成に必要な予算の早急な実現について(要望)

標記について、日本学術会議第72回総会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

日本学術会議は我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学に関する重要事項の審議並びに科学に関する国際、国内の研究上の連絡を使命とする国の機関である。

しかるに、近年、本会議の予算、特に審議関係経費と国際学術交流関係経費の規模が著しく狭小化してきているため、このままでは、法によって定められた前記二大職務の遂行すら、ほとんど不可能におちいる極限状況に直面するに至っている。

日本学術会議法第1条第3項も、本会議の経費は国庫の負担とすると特記している含意にもかんがみ、このさい、本会議が各省庁の審議会等とは全く次元の異なった審議、研究連絡機関であるという特殊な性格について十分認識され、それにふさわしい予算編成のあり方並びに当面必要な最低